

瀬戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第3号

瀬戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例

瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第6条）	第1章 総則（第1条—第6条）
第2章 個人情報の取扱い（第7条—第14条）	第2章 個人情報の取扱い（第7条—第14条）
第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（第15条— <u>第41条</u> ）	第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（第15条— <u>第27条</u> ）
<u>第1節 開示（第15条—第27条）</u>	
<u>第2節 訂正（第28条—第34条）</u>	
<u>第3節 利用停止（第35条—第41条）</u>	
<u>第4章 不服申立て（第42条—第44条）</u>	
第5章 調査審議（第45条）	第4章 <u>個人情報保護審議会（第28条）</u>
第6章 雑則（第46条—第49条）	第5章 雑則（ <u>第29条—第32条</u> ）
第7章 罰則（第50条—第54条）	第6章 罰則（ <u>第33条—第37条</u> ）
附則	附則
（定義）	（定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、 <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる</u>	(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、 <u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体（以下</u>

るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 実施機関 市長（水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 <省略>

2 実施機関の職員又は職員であつた者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

「法人等」という。）に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く。

(2) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(実施機関の責務)

第3条 <省略>

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、適正な取扱いをするよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(一般的制限)

第7条 実施機関は、個人情報の取扱いをするときは、その利用の目的をできる限り特定し、当該目的の達成に必要かつ最小限の範囲内で適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、思想、信条及び宗教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報の取扱いをしてはならない。

第4条 事業者（法人等（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うときは、適正な取扱いをするよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明らかにするとともに、その目的を達成するため必要かつ最小限の範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 個人の生命、健康又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 出版等により公にされているとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難なとき。

(6) 瀬戸市個人情報保護審議会（以下この章及び次章において「審議会」という。）の意見を聴いて、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報

<p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第8条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出事項を第45条に規定する瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会（以下この章及び第4章において「審査会」という。）に速やかに報告しなければならない。</p> <p>5 &lt;省略&gt;</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その利用の目的を明らかにして、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>法令等に定めがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>本人の同意があるとき。</u></p> <p>(3) <u>個人の生命、健康又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>出版、報道等により公にされているとき。</u></p> <p>(5) <u>所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難なとき。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いて、公益上必要があると実施機関が認めるとき。</u></p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的で個人情報を利用し、又は実施機関</p>	<p><u>を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>法令に定めがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>審議会の意見を聴いて、事務の目的を達成するため必要があると実施機関が認めるとき。</u></p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第8条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出事項を速やかに<u>審議会</u>に報告しなければならない。</p> <p>5 &lt;省略&gt;</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以</p>
--	---

<p>以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(2)及び(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いて、公益上必要があると実施機関が認めるとき。</u></p>	<p>外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令に定めがあるとき。</p> <p>(2)及び(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 出版等により公にされているとき。</p> <p>(5) <u>審議会の意見を聴いて、公益上必要があると実施機関が認めるとき。</u></p>
<p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(提供先に対する措置要求)</p>	<p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>(提供先に対する措置要求)</p>
<p>第11条 &lt;省略&gt;</p> <p>(電子計算機の結合の制限)</p>	<p>第10条 &lt;省略&gt;</p> <p>(電子計算機の結合の制限)</p>
<p>第12条 <u>実施機関は、実施機関以外のものとの間において通信回線を用いて、個人情報を処理する電子計算機の結合（次項において「電子計算機の結合」という。）を行ってはならない。</u></p>	<p>第11条 <u>実施機関は、審議会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認めるときを除き、個人情報を処理する電子計算機を実施機関以外のものとの間において通信回線を用いて結合してはならない。</u></p>
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、電子計算機の結合を行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>法令等に定めがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認めるとき。</u></p> <p>(適正な管理)</p>	<p>(適正な管理)</p>
<p>第13条 &lt;省略&gt;</p> <p>(委託に伴う措置等)</p>	<p>第12条 &lt;省略&gt;</p> <p>(委託に伴う措置等)</p>
<p>第14条 <u>実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき実施機関の所管に係る公の施設の管理を行う指定管理者（次項においてこれらを「受託者等」という。）は、その受託した業務又は公の施設</u></p>	<p>第13条 <u>実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。</u></p>

の管理業務（以下「受託業務等」という。）を行うに当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、受託者等に受託業務等を行わせるときは、契約書又は協定書に個人情報の保護に関し必要な事項を盛り込むほか、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 受託業務等に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者は、個人情報の適正な管理を行うため、必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（指定管理者の指定に伴う措置等）

第13条の2 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行わせるときは、当該公の施設を管理するに当たって取り扱われる個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の適正な管理を行うために必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者又はその管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該管理の業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（職員の義務）

第14条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に

<p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求</p> <p>第1節 開示</p> <p>(開示請求)</p>	<p>知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求</p> <p>(開示請求)</p>
<p>第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p>	<p>第15条 何人も、実施機関に対して、その保有する自己に関する個人情報の開示（当該個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下この条から第17条までにおいて同じ。）を請求することができる。</p>
<p>2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、本人が請求することができないやむを得ない理由がある場合において実施機関が認める代理人（以下「代理人」という。）</p>	<p>2 実施機関は、前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る個人情報<del>が</del>次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部について開示をしないことができる。</p> <p>(1) 法令の定めにより、開示をすることができないもの</p> <p>(2) 開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）以外の個人に関する個人情報を含む情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該開示請求者以外の個人の正当な利益を損なうと認められるもの</p> <p>(3) 個人の相談、指導、診断等に関する情報であって、開示請求者に開示をしないことが正当であると認められるもの</p> <p>(4) 開示請求者に開示をすることにより、公正かつ適正な行政執行の著しい妨げになるおそれのあるもの</p> <p>(5) 審議会の意見を聴いて、公益上必要があると実施機関が認めるもの</p>
<p>3 死者の保有個人情報については、民法（明治29年法律第89号）の規定により当該死者の相続人となることができる者及びこれに準ずると認められる者（以下「法定相続人等」とい</p>	

う。)は、当該死者の保有個人情報のうち法定相続人等自身の個人情報でもありとみなすことのできるものに限り、法定相続人等の保有個人情報として開示請求することができる。

(開示請求の方法)

第16条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は代理人であること、同条第3項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有個人情報の本人の法定相続人等であること)を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)の

(開示請求の方法)

第16条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出してなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関の定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。



いずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する主務大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

(2) 開示することにより、開示請求者（第15条第2項の規定により法定代理人又は代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）の生命、健康又は財産を害するおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 個人の生命、健康又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭

和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、個人の生命、健康又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、個人の生命、健康又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の内部又は相互間における審議、

検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号に規定する情報（開示請求者以外の特定の個人を

識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第17条第1号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

い。

3 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定をしたときは、同項の書面に当該決定の理由を付記しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項の期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を、当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、当該延長の理由及び期間を書面により通知しなければならない。

(理由の記載等)

第22条 実施機関は、前条各項の決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）をしたときは、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由を同条各項の書面に記載しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該決定の日から起算して1年以内に当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を書面により通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第23条 第21条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関

は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第24条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第25条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者（以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第21条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知し

て、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第17条第3号イ又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第19条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第42条及び第43条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第26条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を考慮して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めると

(開示の方法)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定に基づき個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該個人情報の開示をしなければならない。この場合において、開示請求者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

きその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第15条第2項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は代理人であること、同条第3項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有個人情報の本人の法定相続人等であること）を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

2 個人の情報の開示は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書、図画、写真又はスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下「文書等」という。）に記録されている個人情報 当該文書等の閲覧又は写しの交付

(2) 電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができるこれらに類する物（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている個人情報 当該磁気テープ等に記録されている個人情報を現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力した物の閲覧又は写しの交付

(3) 録音テープ又は録画テープに記録されている個人情報 当該録音テープ又は録画テープに記録されている個人情報を再生装置により再生したものの視聴

(4) その他の物に記録されている個人情報 前3号に規定する方法に準じた方法

3 実施機関は、前項第1号の方法による個人情報の開示をする場合において、当該方法によると文書等が汚損され、又は破損されるおそれのあるときその他相当な理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該文書等を複写したも



<p>(費用の負担)</p> <p><u>第27条 前条第1項の方法のうち写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p>	<p><u>のにより開示をすることができる。</u></p> <p>(費用の負担)</p> <p><u>第19条 前条第2項の方法のうち写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p>
<p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>2 &lt;省略&gt;</p>
<p><u>第2節 訂正</u></p> <p>(訂正請求)</p>	<p>(訂正請求)</p>
<p><u>第28条 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。</u></p>	<p><u>第20条 実施機関が保有する自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対して、その訂正を請求することができる。</u></p>
<p><u>2 法定代理人又は代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</u></p>	
<p><u>3 死者の保有個人情報は、法定相続人等に限り訂正請求をすることができる。</u></p>	
<p><u>4 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。</u></p>	
<p>(訂正請求の方法)</p>	<p>(訂正請求の方法)</p>
<p><u>第29条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>第21条 前条の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</u></p>
<p>(1) <u>訂正請求をする者の氏名及び住所</u></p> <p>(2) <u>訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項</u></p> <p>(3) <u>訂正請求の趣旨及び内容</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、実施機関が定</u></p>	<p>(1) <u>氏名及び住所</u></p> <p>(2) <u>訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項</u></p> <p>(3) <u>訂正を求める内容</u></p> <p>(4) <u>その他実施機関の定める事項</u></p>

める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は代理人であること、同条第3項の規定による訂正請求にあつては訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定相続人等であること）を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の訂正義務）

第30条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する決定等）

第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第16条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求に対する決定等）

第22条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報の訂正をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報の訂正をした上、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第32条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第33条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第34条 実施機関は、第31条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合に

3 実施機関は、第1項の訂正をしない旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該書面に当該決定の理由を付記しなければならない。

4 第17条第4項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求)

第35条 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して個人情報の取扱いがされているとき、第9条の規定に違反して収集されたとき、又は第10条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条又は第12条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 法定代理人又は代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 死者の保有個人情報は、法定相続人等に限り利用停止請求をすることができる。

4 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の方法)

第36条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(利用停止請求)

第23条 実施機関が保有する自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき又は第9条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条又は第11条の規定に違反して利用又は提供されているとき 当該個人情報の利用又は提供の停止

(利用停止請求の方法)

第24条 前条の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

<p>(1) <u>利用停止請求をする者の氏名及び住所</u></p> <p>(2) <u>利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</u></p> <p>(3) <u>利用停止請求の趣旨及び内容</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</u></p>	<p>(1) 氏名及び住所</p> <p>(2) <u>利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項</u></p> <p>(3) <u>利用停止を求める内容及び理由</u></p> <p>(4) <u>その他実施機関の定める事項</u></p>
<p>2 <u>前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は代理人であること、同条第3項の規定による利用停止請求にあつては利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定相続人等であること）を証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。</u></p>	<p>2 <u>第16条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。</u></p>
<p>3 <u>実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>（保有個人情報の利用停止義務）</u></p>	
<p>第37条 <u>実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでな</u></p>	

い。

(利用停止請求に対する決定等)

第38条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報  
の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第39条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。  
ただし、第36条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第40条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(苦情の処理)

(利用停止請求に対する決定等)

第25条 第22条の規定は、利用停止請求に対する決定について準用する。

(苦情の処理)

第41条 <省略>

第4章 不服申立て

(不服申立て)

第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとなるとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとなるとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとなるとき。

(諮問をした旨の通知)

第43条 前条の規定により諮問をした実施機関

第26条 <省略>

(不服申立て)

第27条 実施機関は、第17条第1項又は第22条第1項（第25条において準用する場合を含む。）の決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てが不適法であるときを除き、遅滞なく、審議会の議を経て、当該不服申立てについての決定をしなければならない。

は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）  
（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第44条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第5章 調査審議

（調査審議）

第45条 個人情報保護制度の運用に関する重要事項については、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）第2条の規定により設置した瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会において調査審議する。

#### 第4章 個人情報保護審議会

（個人情報保護審議会）

第28条 この条例によりその権限に属することとされた事項を行うとともに、個人情報保護制度の運用に関する重要事項について調査審議するため、瀬戸市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する委員7人以内で組織する。

3 審議会は、その権限に属する事項を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の



<p style="text-align: center;">第6章 雑則</p> <p style="text-align: center;">(他の法令等との調整)</p>	<p style="text-align: center;">提出を求めることができる。</p> <p>4 <u>審議会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 雑則</p> <p style="text-align: center;">(他の法令との調整)</p>
<p>第46条 <u>法令等に、個人情報の記録の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正若しくは利用停止に関する定めがあるときは、当該法令の定めるところによるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(適用除外)</p>	<p>第29条 <u>法令に、個人情報の記録の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正若しくは利用停止に関する定めがあるときは、当該法令の定めるところによるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(適用除外)</p>
<p>第47条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 この条例は、<u>瀬戸市美術館、瀬戸市立図書館</u>その他これらに類する市の施設において、一般の利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">(運用状況の公表)</p>	<p>第30条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 この条例は、<u>瀬戸市美術館、瀬戸市歴史民俗資料館</u>その他これらに類する市の施設において、一般の利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">(運用状況の公表)</p>
<p>第48条 &lt;省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p>	<p>第31条 &lt;省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p>
<p>第49条 &lt;省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第7章 罰則</p>	<p>第32条 &lt;省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第6章 罰則</p>
<p>第50条 <u>実施機関の職員若しくは職員であった者、第14条第3項に規定する事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された実施機関の保有する個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を第三者に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処す</u></p>	<p>第33条 <u>実施機関の職員若しくは職員であった者、第13条第3項に規定する事務に従事している者若しくは従事していた者又は第13条の2第3項に規定する管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された実施機関の保有する個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを</u></p>

る。	含む。)を第三者に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
第51条 <省略>	第34条 <省略>
第52条 <省略>	第35条 <省略>
第53条 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則(平成26年瀬戸市規則第12号)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第36条 第28条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
第54条 <省略>	第37条 <省略>

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

2 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年瀬戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第13条の2第2項及び第3項」を「第14条第1項及び第3項」に改める。

(瀬戸市暴力団排除条例の一部改正)

3 瀬戸市暴力団排除条例(平成23年瀬戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第10条」を「第11条」に改める。